

# 小樽市宿泊税使途の基本方針について（提案）

小樽市宿泊税検討会議

令和7年11月

# 1. 小樽市宿泊税使途の基本検討方針について

宿泊税の使途を検討するに当たっての判断基準とすべき考え方を以下のように整理しました。

## 使途検討の考え方

- ・歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、**小樽観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを基本とする。**
- ・宿泊税を活用して宿泊需要を喚起し、宿泊客の増加による宿泊税収の増加、さらなる宿泊需要の拡大へとつなげる“好循環”を生み出すことが重要である。このため、**宿泊需要の拡大に直接寄与する施策に対して優先的に宿泊税を充当する。**
- ・宿泊税の充当対象は、原則として「新規」または「拡充」の事業を基本とする。ただし、オーバーツーリズム対策や観光客のための除排雪など、**既存事業であっても近年の観光客増加に伴い新たに生じた行政需要については、新規性が高く、かつ住民理解の促進にも資するものとして、宿泊税の充当を可能とする。**
- ・宿泊税を活用した事業については、DMOが中心的な実施主体となり、自らの戦略に基づいて計画的かつ一体的に事業を展開する体制を確立することが重要である。また、宿泊税の効果を最大限に発揮するためには、DMOが観光地域づくりの司令塔として主体性を発揮し、十分な自由度と規模を備えた財源のもとで、戦略的に観光振興を推進することが不可欠である。このため、**DMOへの総合的な支援（裁量性の高い交付金等）に対して、最優先で宿泊税を充当する。**
- ・一方で、DMOにおいては、宿泊税を原資とする事業の透明性と信頼性を確保するため、**市民をはじめとした多様な関係者に対する説明責任を果たすとともに、公的資金による支援を受けるための努力が求められる。**このことから、**事業成果を積極的に開示し、丁寧な情報発信を行うとともに、合意形成の仕組みにおける協議の内容や経緯を公表することが必要である。**
- ・宿泊税を活用した効果的な事業展開のためには、DMOの体制強化が急務である。**市としてDMOの組織基盤整備を支援するとともに、宿泊税を活用し、戦略的な施策への支援を段階的に拡大し、将来的には宿泊税の一定割合をDMOに交付する仕組みの構築に向けた検討を進める。**
- ・宿泊税の賦課・徴収に係る経費については、**導入準備に要した過年度分も含め、宿泊税を財源とする。**

小樽市総合計画及び小樽市観光基本計画に基づき、本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指すための取組を進めます。

# 1. 小樽市宿泊税使途の基本検討方針について

## 《宿泊税の使途として考えられる施策の例》

### ■ 歴史遺産や個性ある景観の保全

- ・ 歴史的建造物の保全
- ・ 美しい街並みや景観の保全
- ・ 歴史的建造物及び景観の周知啓発 など

### ■ 観光インフラの整備

- ・ 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備
- ・ 観光地の除排雪・観光地の道路
- ・ 公園・緑地の整備・維持管理
- ・ 観光地・観光施設の高付加価値化（ユニバーサル化 等） など

### ■ 受入環境の整備

- ・ 観光案内所の機能強化
- ・ 観光客等災害対応策
- ・ 観光型MaaS構築
- ・ オーバーツーリズム対策 など

### ■ マーケティングに基づく観光戦略策定とそれに基づく取組

- ・ 観光関連各種調査
- ・ 地域DMOの施策推進強化
- ・ 観光を支える人材の育成
- ・ 夜間帯・早朝帯を活用したコンテンツ造成 など

### ■ 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て

- ・ 災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設

### ■ 賦課徴収に係る経費

- ・ 特別徴収義務者への奨励金
- ・ 賦課徴収事務に係る経費
- ・ 管理システム使用料、印刷物作成 など

## 2. 小樽市宿泊税使途の決定過程について

宿泊税の具体的な使途は、納税者となる宿泊者や、特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があることから、使途決定までの進め方及び「小樽市宿泊税検討会議」の役割について、以下のように整理しました。

### 使途決定の進め方

- ・ 宿泊税の使途検討に当たって、「小樽市宿泊税検討会議」を設置する。
- ・ 宿泊税を基金へ積み立てることにより使途を明確にし、宿泊税を充当する事業について公表する。

令和7年8月に設置した「小樽市宿泊税検討会議」（有識者、観光協会、商工会議所、宿泊事業者団体などで構成）によって

- ① 宿泊税の使途について検討を行い、検討結果を予算編成に反映します。
- ② 宿泊税を活用した事業について効果検証を行います。

#### 小樽市宿泊税検討会議

##### ≪検討事項≫

- ・ 宿泊税の使途について
- ・ 宿泊税を活用した事業の効果検証について

- ・ 宿泊者や宿泊事業者、市民の意見を踏まえ検討を行う
- ・ 検討結果について市へ報告する

##### 【メンバー】

- ・ 有識者、小樽観光協会、小樽商工会議所、宿泊事業者団体 など

#### 小樽市

##### ≪宿泊税充当事業の構築・予算編成≫

- ・ 小樽市宿泊税検討会議の検討結果に基づき、宿泊税充当事業を構築・予算案の編成

##### ≪意見集約≫

- ・ 宿泊者アンケート
- ・ 宿泊事業者アンケート
- ・ 市民の意見 など

#### 小樽市議会

##### ≪予算案の議決≫

- ・ 予算案について審議、議決

予算・決算の公表（使途の透明化）

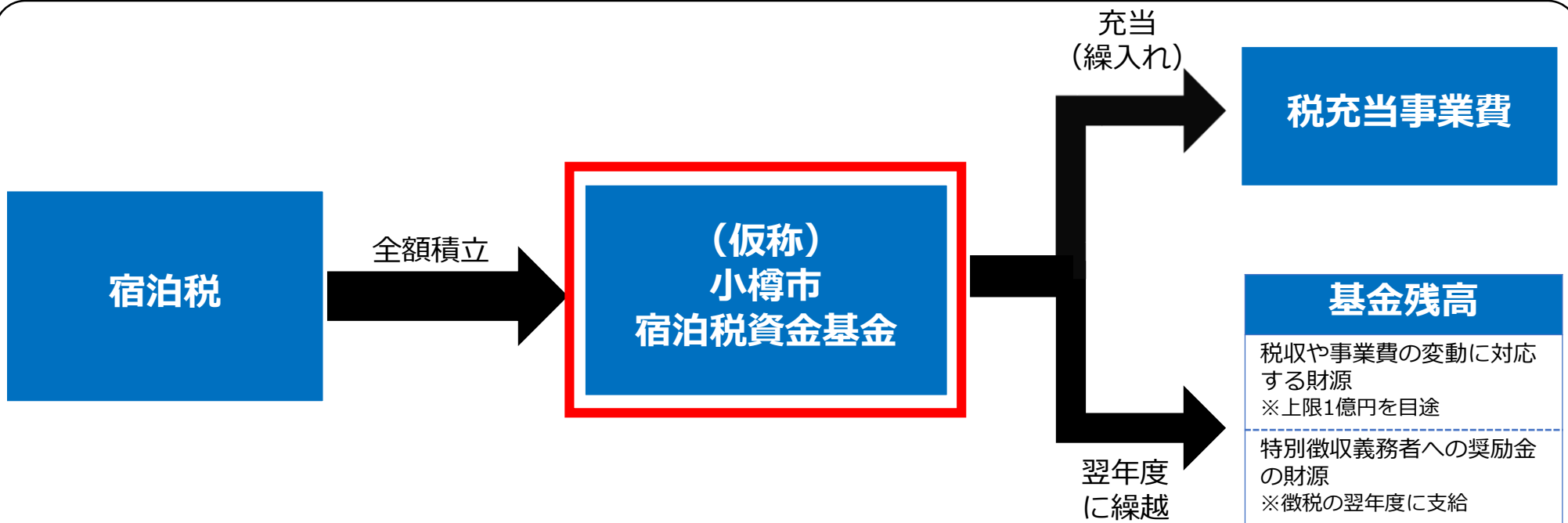
### 3. 小樽市宿泊税の運用方法（基金の創設）

宿泊税の運用に当たっては、用途の明確化が極めて重要であることから、宿泊税の運用方法及び基金の目的について以下のように整理しました。

#### 基金の創設

- ・ 宿泊税を基金へ積み立てることにより用途を明確にする。
- ・ 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等、税収や事業費の変動に対応する財源を積み立てを行う。

#### 「宿泊税の運用イメージ」



宿泊税を一度基金へ積み立てることによって、宿泊税を充当する事業を明確にします。

基金残高を確保することによって、不測の事態や社会情勢の変化等、税収や事業費の変動に対応します。

※ 税収や事業費の変動に対応する財源として確保する基金残高について、宿泊税導入初年度は不測の事態に備え一定程度の残高（5千万円を目標）を確保します。

また、令和9年度以降、毎年税収の5%程度を積み増ししていきます。ただし、宿泊税の趣旨に鑑み、基金残高を過度に積み上げることは好ましくないことから、残高の上限は1億円を目標とします。